

2019 年度

データ関連人材育成プログラム
(D-DRIVE)
審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

2019 年 4 月

1. 審査体制

「データ関連人材育成プログラム（D-DRIVE）」（以下「本事業」という。）における審査は、有識者等によって構成される「データ関連人材育成プログラム企画・審査委員会」（以下「委員会」という。）の各委員による書面審査及び必要に応じて行う面接審査とその後の委員の合議により行います。

選定機関は、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ、決定します。

2. 審査方法

（1）書面審査

- ・書面審査は、委員会の委員（以下「委員」という。）が幹事機関（以下「申請機関」という。）から提出された申請書類に基づき、後述の「3. 審査の観点」について、審査を行い採点します。
- ・委員は、審査に必要な場合、申請機関に対して追加資料の提出を求められることができます。

（2）書面審査後の合議審査

- ・書面審査の結果に基づき、委員が合議を行い、面接審査の対象とする申請を選定します。
- ・委員の合議の結果、面接審査を行う必要はないとされた申請については、面接審査を行うことなく、選定候補とすることがあります。

（3）面接審査

- ・面接審査は、書面審査を踏まえ、必要に応じて申請機関によるプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を行うこととします。
- ・申請機関は、必要に応じて、協働機関とともに、面接審査を受けることができます。
- ・委員は、プレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、後述の「3. 審査の観点」について、審査を行い採点します。

（4）面接審査後の合議審査

- ・書面審査及び面接審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補を決定します。
- ・委員会は、申請書類の内容修正等を条件として、選定候補とすることができます。

（5）選定機関の決定

- ・委員会の審査結果を踏まえ、文部科学省において、選定機関を決定します。

3. 審査の観点

(1) 全国ネットワーク構想の妥当性・効率性

- ・全国ネットワークの構築に当たっての実績や事務能力、トップの関与など機関としてのコミットや、先進的な機関や関連研究者の参画等を総合的に勘案し、我が国の大学等を牽引する取組として適格であるかどうか。
- ・協働機関が参画する場合においては、各機関の役割分担が明確であり、協働体制が緊密なものとなっているか。
- ・本事業の既選定機関と博士人材等を対象とした高度データ関連人材の育成に取り組む他の機関（コンソーシアムを含む。）との連携を図ったり、高度データ関連人材の育成の充実に取り組もうとしている他の機関を既選定機関の活動に巻き込んだりすることにより、効率的な全国ネットワークの構築スキームが構想されているかどうか。
- ・本補助金のみならず、企業や海外ファンディング機関等の外部資金の活用など、支援する補助金に限らない総合的な計画であるかどうか。
- ・全国ネットワークを運営できる意欲、能力を持ったマネージャー、コーディネーターの配置（予定）があるかどうか。
- ・明確な KPI の設定がなされているかどうか。

(2) 取組内容の妥当性、期待される成果

- ・取組内容が我が国全体の高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進に向けて、真に必要なかつ意欲的なものとなっているかどうか。
- ・提案する全国ネットワークの活動内容が、国の各種政策や事業と適合しているかどうか。
- ・補助事業期間中の各年度における活動計画が適切に立てられているか。
- ・経費の使途や支出計画が適切であり、費用対効果の高い取組内容となっているか。
- ・全国ネットワークの構築により、参加機関のノウハウの共有が図られ、一層の高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進の加速が期待されるものであるかどうか。

(3) 補助期間及び補助事業期間の終了後における継続性

- ・補助期間及び補助事業期間の終了後において、全国ネットワークが自立して、取組の継続性を確保し得る体制や明確な計画が設定されているか。
- ・特に、自立的な運営のための資金確保スキーム構築のための検討が的確に行われる計画となっているかどうか。

4. その他

(1) 審査の開示・非開示

- ・委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・審査の途中経過についての問い合わせには、応じられません。
- ・選定機関については、決定後、文部科学省のウェブサイト等を通じて公表します。

- ・委員の氏名については、委員としての任期が終了した時点で公表します。

(2) 委員の遵守事項

①利害関係者の排除

- ・申請された代表機関及び参画機関や取組と利害関係のある委員は、本事業の事務担当にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の選定の議決にも加わることができないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・委員が申請された取組の参加者となっている場合
- ・委員と親族関係にある者が申請された取組の参加者となっている場合
- ・委員が、申請機関（代表機関のみならず、参画機関を含む）に専任又は兼任の役員、職員、教員等として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと、委員会又は当該委員自ら判断する場合

②秘密保持

- ・委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。